

東海村教育振興基本計画 2021-2025

—とうかい教育プラン 2025—

(案)

写真等

東海村教育委員会

見出し

教育長写真

東海村教育委員会教育長

〇〇 〇〇
(教育長直筆で)

教育長挨拶文

目次

第一章	とうかい教育プラン2025の策定にあたって	3
1.	プラン策定の趣旨	4
2.	プランの位置づけ	4
3.	プランの期間	4
第二章	とうかい教育プラン2025の基本的な考え方	5
1.	基本理念	6
2.	計画の構成	7
第三章	とうかい教育プラン2025で取り組む施策	8
1.	確かな学びと豊かな心	9
2.	学べる環境づくり	11
3.	多様な世代・個性のつながりと交流	13
4.	ふるさとを次世代につなぐ	15
5.	健全な心と体の育成	16
第四章	とうかい教育プラン2025の推進にあたって	18
1.	プランの点検・評価について	19
2.	関係機関との連携について	19
第五章	参考資料	20
1.	策定経過	21
2.	計画策定ワーキング委員名簿	21
3.	東海村教育振興基本計画策定ワーキング委員会設置要綱	22
4.	用語説明一覧	23



第一章

とうかい教育プラン2025の 策定にあたって



1. プラン策定の趣旨

平成 18 年の改正教育基本法により、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）の策定が努力義務として規定されました。

東海村教育委員会では法改正以前平成 13 年に教育計画『とうかい教育プラン 2010[※]』、その後平成 23 年に『とうかい教育プラン 2020[※]』を策定し、本村の教育の目指す姿を明確にするとともに、その実現に向けて具体的施策を計画的かつ体系的に示してきたところです。

本計画は、『とうかい教育プラン 2020』の取り組みを評価し、これまでの基本理念や基本姿勢を踏まえた中長期的な視点に立ち、5 年後の教育の目指す姿を具現化した、令和 3 年度を始期とする新たな東海村教育振興基本計画『とうかい教育プラン 2025』を策定するものです。

2. プランの位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」となるもので、本村教育行政における最上位の計画に位置つけます。

3. プランの期間

令和 3 年度から令和 7 年度まで。



第二章

とうかい教育プラン 2025 の 基本的な考え方



1. 基本理念

教育立村 ～まちづくりは人づくり 人づくりは教育から～

これまで先達から脈々と受け継がれてきた本村の「～まちづくりは人づくり 人づくりは教育から～」という教育立村[※]のビジョンや「のびのびと正しく、瞳かがやく青少年を育てるまち」宣言[※]を礎として、本計画では、「生涯学習の理念[※]」のもとに、学校教育と社会教育が融合し、村民一人ひとりが輝き、つながり、学び続けられる教育施策に取り組むとの思いから、2つの基本理念を定めました。

「 社会全体で子育てするステキなまち“とうかい” 」

「 村民一人ひとりがキラリ輝くまち“とうかい” 」

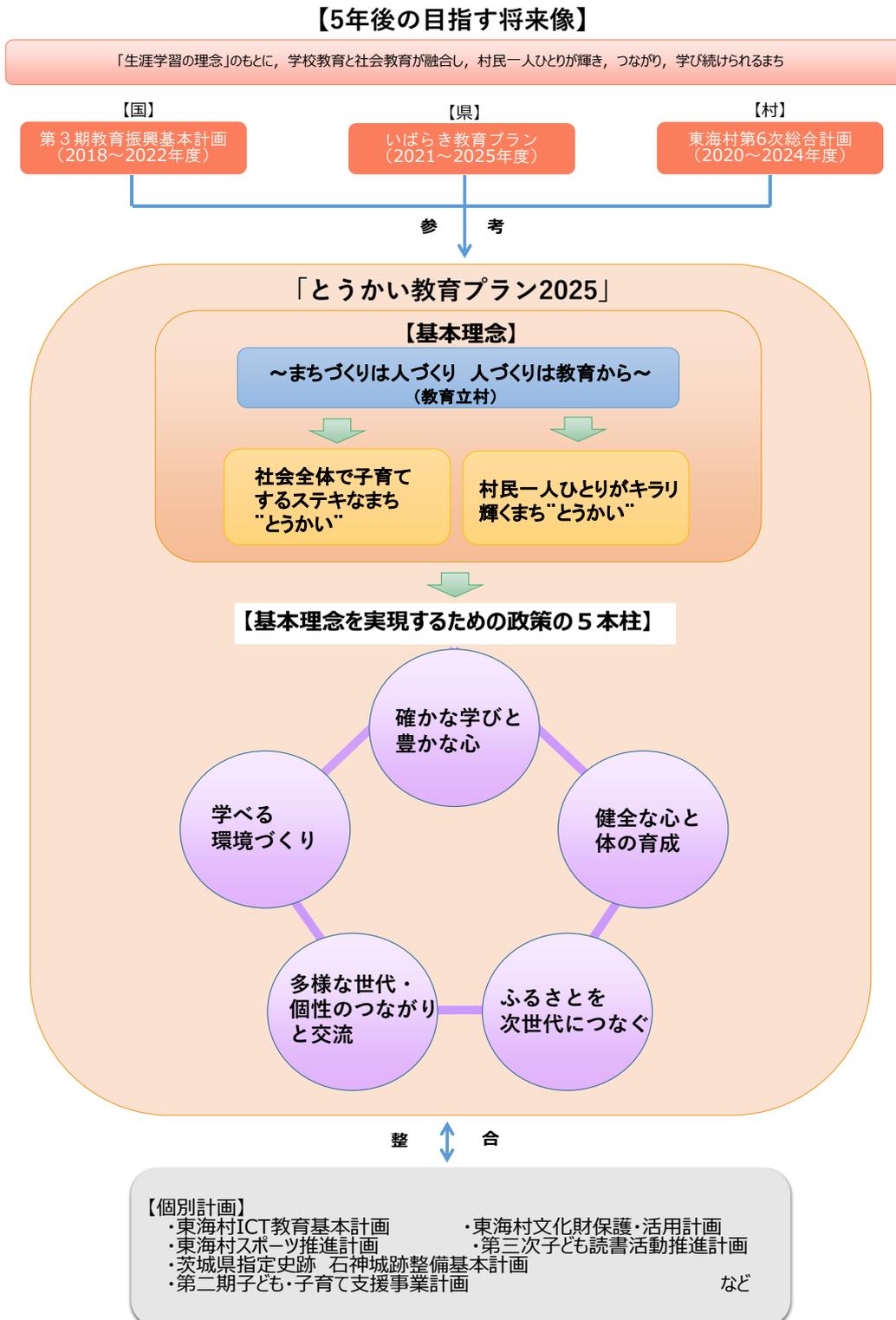
時代背景や諸情勢・課題を踏まえ、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、多様性を認め、創造性豊かに互いに成長することができるSDGs[※]を見据えたESD[※]の推進を目指し、誰ひとり取り残さない教育を推進していきます。

2. 計画の構成

基本理念を基に、5つの政策を柱立てし、各政策に学校教育・社会教育の施策を融合させ、「つながるプラン」としました。

また、国や県の教育振興基本計画、東海村第6次総合計画や各種計画・方針と調和を図り、本村が5年後に目指す将来像の実現に資する計画としました。

全体系図





第三章

とうかい教育プラン 2025 で 取り組む施策



確かな学びと豊かな心

東海村教育委員会では、これまで策定してきた東海村教育振興基本計画をもとに、「みんなが学び成長するまち」づくりを目指してきました。社会情勢がめまぐるしく変化する中、新たな価値を見だし、よりよい社会と豊かな人生を創り出すために必要な資質・能力の育成が求められていることから、幼児期からの丁寧な教育により、それらに対応した確かな学びと豊かな心を育成します。

1. 幼児教育の充実化

○幼児期からの質の高い教育の提供を目指します

- ・遊びや生活での直接的な体験や多様な人や物との関わりを通し、創造性や柔軟性、社会性などを育む教育・保育活動の充実を図ります。
- ・個別の指導計画をもとに、幼児一人ひとりの特性に合わせた指導を行うため、各幼稚園、こども園に教育保育支援員[※]を配置し、個に応じた支援の充実を図ります。
- ・各種訪問指導や教育研究活動を実施して教職員のスキルアップを図り、幼児の豊かな心や健やかな体の育成を充実させます。
- ・保幼小合同の保育参観や研修会で『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有することで、小学校教育との円滑な接続を図ります。

2. 児童生徒一人ひとりの学びの成立

○質の高い教育の提供を目指します

- ・児童一人ひとりへのきめ細かな学習指導を行うため、村独自に教諭を採用し、少人数学級編制[※]を実施します。
- ・スタディ・サポーター[※]や生活指導員[※]、学校図書館指導員[※]等を配置し、個に応じた指導・支援を行います。
- ・教科特別指導員[※]を配置し、より高い専門性を生かした教育活動の機会を提供します。

○教職員の指導力と教育活動の充実を図ります

- ・各教科・領域における教材研究を重視して、授業を中心に児童生徒としっかりと向き合える指導力の充実を目指します。
- ・個別最適化された学びの実現に向け、ICT教育[※]を推進するための教員研修に取り組みます。
- ・各種訪問指導と教職員対象の研修会を計画的に実施するとともに、実践研究を推進します。

3. 時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進

○主体的・対話的で深い学びの実現を目指します

- ・協働的、探究的な活動を通して、言語活動の充実及び論理的思考力の育成と自己有用感の醸成を図ります。
- ・特別支援教育の視点を生かした学級経営と分かりやすい授業を推進するための授業改善に取り組みます。
- ・保育の幅広い活動の展開や学びの質の向上するため、幼児期からのICTを活用した教育活動を推進します。
- ・コミュニケーション力の育成を基盤とする、幼児期からの外国語（英語）教育の充実を図ります。

○ESD の視点に立った教育課程の充実を図ります

- ・学んだ知識や技能を活用しながら多様な価値観に触れ、自らの生活や生き方を総合的に学ぶことのできる情報教育、環境教育、国際教育の充実を図ります。
- ・社会の持続可能な発展などの現代的な課題に対応するため、教科間の関連性を生かした柔軟な教育課程の編成を検討します。

○多様な体験活動の機会を充実させます

- ・自然体験活動や職場体験学習などを通して、社会的自立心を育むためのキャリア教育の充実を図ります。
- ・広島への平和大使派遣事業及び教育活動における外部人材や地域施設の活用を通して、多様な体験の機会を充実させます。
- ・コミュニティ・スクール[※]を推進し、地域と学校が連携・協力した学校運営を行います。

4. 豊かな心を育む教育活動の推進

○幼児教育における心の教育、小中学校の道德教育・人権教育を推進し、豊かな情操や道德心を培います

- ・幼児期からさまざまな体験を通して、均衡のとれた心の成長を図ります。
- ・進学、進級時において幼児、児童生徒が抱える不安を解消するため、学校段階間でのスムーズな連携と接続を図ります。
- ・多様な考えを認め合い、道德的価値を自覚できるような道德教育の充実を図ります。
- ・いじめや差別などの様々な人権課題に対する理解と、啓発活動を推進します。
- ・生徒指導の連携・充実を図り、いじめや不登校など、配慮を要する児童生徒の早期発見・早期対応に努めます。

○“ことば”と“こころ”を育む村立図書館を運営します

- ・すべての子どもが読書に親しむことで“こころ”を豊かにし、多彩な“ことば”を紡ぐことができるよう「第三次東海村子ども読書活動推進計画[※]」を推進します。
- ・乳幼児からの読書を推進するため、「赤ちゃんタイム[※]」「ブックスタート[※]」などの事業を実施します。
- ・小中学生と本をつなぐ機会を創出します。
- ・高校生と連携した読書推進事業を実施します。

学べる環境づくり

人口減少や高齢化、技術革新、子どもの貧困等、社会状況の変化への対応が求められることから、東海村では、学校教育においてはICTの利活用及び教材整備を図り、公共施設においてもWi-Fi化を推進するなど、学べる環境を充実させるとともに、安心して学ぶことができるよう、安全性を確保していきます。

また、特別な支援が必要な児童生徒や、経済的な理由で学ぶことが困難な家庭に対して、安心して学ぶことのできる支援を提供してまいります。

さらに、子どもたちや教職員が教育に打ち込めるよう、職場環境の改善を推進します。

1. 学校※における教材等の教育環境の充実

○教材等の整備を推進します

- ・学校のニーズを把握し、安定的・計画的な教材の整備を推進します。
- ・ICT教育推進の一環として、デジタル教材を活用できる環境を整備します。

○学校図書館の整備充実を図ります

- ・学校図書館図書標準の達成に向けて図書を整備します。
- ・学校図書館と村立図書館が連携し、小中学生の幅広い分野における読書活動の充実を図ります。

2. 教職員が子どもたちに対し真摯に向き合える教育環境の充実

○職場環境を改善します

- ・教職員が子どもたちへの指導や教育研究等に持続的に注力できるよう、産業医の指導のもと、教職員の健康確保に努めるとともに、働き方改革を推進し、職場環境を改善していきます。
- ・教職員が教育に集中できる環境を整備するため、校務支援システム※等を導入します。
- ・教育相談、生徒指導等で教職員が一人ひとりの児童生徒と向き合うことのできる時間や自己研修の機会を確保するため、中学校における部活動指導員の活用を推進します。
- ・教職員の負担軽減を図るため、学校給食費の公会計化を進めます。

3. 多様なニーズに対応した教育機会の提供

○すべての子どもたちが安全・安心に学ぶことのできる居場所づくりを推進します

- ・家庭や学校等において、子どもが健やかに安心して生活できるよう、保護者や関係機関等への相談助言を行う家庭児童相談を実施するほか、子育て支援や児童虐待防止に関する啓発活動を行います。
- ・相談対象の低年齢化や保護者の教育的ニーズに合わせ、スクールカウンセラー※による相談体制を充実させます。
- ・教育支援センター※を中心に、様々な要因で学校に登校できない児童生徒を支援します。

○特別な支援が必要な幼児、児童生徒への教育を支援します

- ・支援が必要な幼児、児童生徒の切れ目のない支援体制を継続するため、関係機関との連携に努めます。
- ・支援が必要な児童生徒とその保護者に対し、個別ケース検討会議等を開催するなど、関係機関との連携を強化し、児童生徒の安全確保に努めます。

- ・教育支援委員会[※]における協議に基づき、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性に応じた教育支援を行います。
- ・様々な環境で児童生徒が学べるよう、ICT 機器の整備を行います。

○保護者の経済的負担の軽減を図ります

- ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから「幼児教育・保育の無償化」を実施します。
- ・経済的な理由で小中学校の就学費用の支出が困難な方を対象に「就学援助制度[※]」を実施します。
- ・特別支援学級在籍の児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、「特別支援教育就学奨励費補助制度[※]」を実施します。
- ・経済的理由によって修学が困難な方の負担軽減を図るため、「奨学金制度」を実施します。
- ・「スポーツ大会出場奨励金」により、全国大会等への出場経費の一部を村が負担します。

4. 安心・安全で質の高い教育施設等の整備の推進

○時代の流れに応じた学校の新たな姿を展開します

- ・社会性を育むための適正な集団規模を維持し、幼児教育の質の向上に努めます。
- ・小規模特認校制度[※]を継続して実施し、小中学校の適正な教育環境の維持に努めます。

○安全で安心して学べるよう施設を整備します

- ・学校施設の安全性と教育環境の向上を図るため、施設の改修・補修工事、設備の更新など村の長寿命化保全計画[※]に基づき進めるとともに、緊急を要する不具合などにも柔軟に対応します。
- ・来館者が快適に安心して利用できるよう、社会教育施設（歴史と未来の交流館、中央公民館、図書館、文化センター、東海駅ステーションギャラリー、スポーツ施設）の適切な維持管理に努めます。
- ・利用者の安全性・利便性の向上を図るため、旧中央公民館の跡地及び文化センター駐車場を、文教エリア各施設の共用駐車場として整備します。
- ・超スマート社会[※]の到来に備え、インターネットを活用した講座を展開するために中央公民館のWi-Fi化を推進します。

多様な世代・個性のつながりと交流

人生100年時代を見据え、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し活躍できるようにすることが求められることから、あらゆる世代が学ぶ機会を得て、教育力が向上するために、公共施設を活かした講座等の充実を図ります。特に人類がこれまで経験したことのない超スマート社会であるsociety5.0*を迎えるにあたり、学びなおしが可能となるようなソフト面、ハード面での社会教育の機能充実が求められています。

また、多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支えていけるよう、家庭や地域での教育力向上にも力をいれていきます。

1. 地域における子どもたちの安全の確保

○地域と連携して子どもたちの安全を守ります

- ・避難訓練等を通して、子どもたちが災害から身を守る力を育みます。
- ・子どもたちの安全を確保するため、不審者情報を関係機関で共有し、連携の強化を図ります。
- ・登下校時の安全を確保するため、地域や関係機関と連携した毎日の見守り活動、通園・通学路の点検及び信号機や歩道などの整備を進めます。

2. 家庭・地域の教育力の向上

○家庭の教育力の向上を推進します

- ・親子のふれあいや家庭教育の取り組みを広げるため、交流会や研修会、講演会などを開催し、家庭教育についての学習情報や学習機会を提供します。
- ・「のびのびと正しく、瞳かがやく青少年を育てるまち」宣言*の下、あいさつ・声かけ運動などを推進するとともに、メディア規制など、関係機関と連携し、より一層の啓発に努めます。
- ・人権啓発に関する講座を開催し、各家庭の人権意識の高揚に努めます。

○地域の教育力の向上を推進します

- ・青少年育成東海村民会議*や青少年関連団体の活動を支援し、地域の教育力向上を図ります。
- ・少年や青年が地域の担い手として活動できるよう、様々な活動を通してリーダーとなる人材の発掘や育成に努めます。
- ・村や地域への興味や関心を高めるようなエンジョイサマースクール*等の講座やイベントのプログラムを実施します。
- ・公民館講座に参加した方々の自主活動グループ化を推進します。

3. 多様な世代の学びの充実

○多世代が集い、東海村を学び、発信する環境を整備します

- ・歴史と未来の交流館において、学校とも連携しながら、多様な世代を対象とした活動（体験学習、展示・収集・保存・調査等博物館活動、青少年事業）を展開します。
- ・村民一人ひとりが様々な分野や領域で学び続けることができるよう、やりがいの持てる社会教育活動の充実を図ります。
- ・学習やスポーツ、芸術などの成果を発表する場を確保するため、定期的な保守点検による施設の適正管理と利用者のニーズに応じた施設の運営を行います。

○情報と学習機会を提供します

- ・年間を通して科学や自然などの様々な体験・活動ができる「とうかいこどもキャンパス事業」を実施します。
- ・村民の多様なニーズに合わせた学習・スポーツ情報や学習機会を提供します。
- ・公民館講座では趣味や娯楽など心豊かに過ごすための講座に加え、社会生活に必要な知識や技能を身に付けられるような講座を設定します。
- ・あらゆる世代の学びを支援できるよう、図書館の資料の整備を行います。

4. 文化芸術活動の推進

○文化芸術活動を支援します

- ・公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団との連携を図り、文化祭や芸術祭など、広く村民が参加できる文化芸術活動を支援します。
- ・村内で活動する文化芸術団体の活動場所や団体と連携した講座の開催などによる活躍の場の提供など、文化芸術団体の活動を支援します。

ふるさとを次世代につなぐ

ふるさと東海村を学び次世代につなぐため、児童生徒のための郷土資料の作成や文化財の指定、登録、自然調査などを行ってきましたが、近年の社会環境の変化などにより、文化財や自然を次世代に継承することが難しい状況です。

このため、令和3年7月開館の「歴史と未来の交流館」を拠点に、村の文化財を収集、保存、調査・研究し、将来に伝えるとともに、展示や体験活動を通して東海村をふるさとと感じる取組みを進めます。

1. ふるさと東海村の歴史・文化・自然の次世代への継承

○ふるさと東海村について学ぶ機会を提供し郷土愛を深めます

- ・小学生対象の「のびゆく東海」、中学生対象の「郷土東海」といった東海村の土地の様子や産業、歴史などを学ぶ郷土資料を作成し、授業で活用します。
- ・東海村全体を博物館空間と見立て、村の歴史や自然を講座やフィールドワークなど、体感しながら学ぶ「とうかいまるごと博物館事業」を展開します。
- ・ふるさとへの理解を深めるため、自然や歴史、伝統、文化などに関わる活動を支援します。
- ・村合併25周年事業の一環として制定された「東海音頭」の普及・継承に努めます。
- ・村花スカシユリの自生地復活を目指します。

○文化財を次世代に引き継ぎます

- ・村内の文化財を継続して調査・研究し、結果を蓄積するとともにその成果を村民へ公開します。
- ・歴史と未来の交流館において文化財を収集・保存し、展示による公開・活用を図るとともに、計画的に文化財の指定・登録を進めます。
- ・村が所管する史跡等について、活用を視野に入れ、地域住民との協力を得ながら後世に引き継ぐため適正に保全していきます。
- ・自ら村に愛着を持ち、楽しみながら地域の文化財保護活動を行う人材を育成します。

健全な心と体の育成

生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力を育成することが求められることから、東海村では、スポーツ活動の充実を図り、幼児期からの保健教育・管理を推進していくとともに、食育を推進していきます。

また、健やかな体とともに豊かな心を育成するため、青少年の見守り活動を推進していきます。

1. 学校保健教育・保健管理の推進

○幼児，児童生徒の健やかな体づくりを推進します

- ・幼児期の遊びや小学校の体育，中学校の保健体育における「体づくり運動[※]」を充実させます。
- ・幼児，児童生徒の健康の保持増進を図るため，学校医及び学校歯科医による各種検診を実施します。
- ・児童生徒に対し，薬物乱用防止や性教育，がん教育，感染症予防などの学校保健教育を推進します。

2. 健全な心身を育む食の提供

○学校における食育を推進します

- ・幼稚園の保育内容に食育活動を積極的に取り入れると共に，家庭教育からの食育の推進を行います。
- ・学校給食法に基づいた小中学校における食育を積極的に推進するため，学校給食を「生きた教材」として活用し，栄養教諭等による「食に関する指導」を行います。

○安全で安心な，栄養バランスのとれた学校給食等を提供します

- ・食物アレルギーを有する幼児，児童生徒の保護者と学校で情報を共有し，安全を優先した対応を徹底します。
- ・安全・安心で質の高い学校給食を安定的に提供していくため，調理業務の民間委託導入を推進します。

3. 青少年の健全な育成

○青少年の豊かな人間性を育み，非行化防止を推進します

- ・「小・中・高校生のための心の悩み電話相談」や 青少年カウンセラーによる面接相談を継続して実施します。
- ・青少年の非行防止と安全確保のため，見守り等の巡回活動を継続して実施します。

4. 村民一人ひとりのスポーツの日常化

○多くの人々がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します

- ・遊びを通じたスポーツ習慣づくりや親子でのスポーツ機会の充実を図ります。
- ・スポーツ関係団体（体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ）の活動や指導者の育成を支援するとともに，スポーツボランティアの活用を図ります。
- ・小中学校体育施設の地域開放を継続して実施するとともに，村内スポーツ施設の有効的な活用を図ります。
- ・健康増進，福祉，観光セクションなどと連携し，誰もが参加しやすいスポーツ教室やイベントを実施します。

A thick vertical brown bar runs down the left side of the page. A horizontal orange arrow points to the right, overlapping the bar, with the text '第四章' inside it.

第四章

とうかい教育プラン 2025 の 推進にあたって



1.プランの点検・評価について

各年度の取組みについてその進捗状況を確認・検討しながら進めます。

また、評価に関してはアウトプット（単なる数値等の結果）による検証ではなく、アウトカム（内容や質の変化をとらえた成果）を基本とします。

評価方法は、「東海村教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施に関する要綱」により、教育関連の学識経験を有する委員による評価とします。

2.関係機関との連携について

教育に対する様々なニーズに対応し、本村教育の一層の充実を目指し、国や県・本村部局と柔軟な連携を図るとともに、幼稚園・小中学校・家庭・地域・企業など、教育に携わる機関が連携し、社会全体で人材を育成することを目指します。



第五章

參考資料



1. 策定経過

- 令和2年 6月30日 「東海村教育振興基本計画策定ワーキング委員会設置要綱」制定
- 令和2年 8月19日 東海村教育振興基本計画策定ワーキング委員会委員任命
- 令和2年 8月25日 東海村教育振興基本計画策定第1回ワーキング委員会
- 令和2年 9月29日 東海村教育振興基本計画策定第2回ワーキング委員会
- 令和2年 10月28日 東海村教育振興基本計画策定第3回ワーキング委員会
- 令和2年 12月10日 東海村教育振興基本計画策定第4回ワーキング委員会
- 令和3年 1月28日～令和3年2月26日 パブリックコメント実施
- 令和3年 3月 日 東海村教育振興基本計画策定第5回ワーキング委員会
- 令和3年 3月 日 臨時教育委員会で東海村教育振興基本計画案議決
- 令和3年 3月25日 庁議に東海村教育振興基本計画を提出

2. 計画策定ワーキング委員名簿

役職等	氏名	備考
学校教育課長	照沼 隆行	
子育て支援課長補佐	秋山 明子	
幼稚園副園長	平根 祐子	村松幼稚園副園長
生涯学習課長補佐	木梨 夏野	
中央公民館長	大内 伸二	
青少年センター所長	三浦 充宏	
図書館長	照沼 泉	
指導室 指導主事	鹿内 由紀子	
東海村教頭会長	大内 清隆	白方小学校教頭

3. 東海村教育振興基本計画策定ワーキング委員会設置要綱

(設置)

第1条 東海村教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、東海村教育振興基本計画策定ワーキング委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、おおむね10名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 学校教育課長
- (2) 子育て支援課長補佐
- (3) 幼稚園副園長
- (4) 生涯学習課長補佐
- (5) 中央公民館長
- (6) 青少年センター所長
- (7) 図書館長
- (8) 指導室指導主事
- (9) 東海村教頭会長
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名を置き、学校教育課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、会議の結果について、教育長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この訓令は、計画が策定された日をもって、その効力を失う。

4. 用語説明一覧

頁	用語	説明
4 頁	とうかい教育プラン 2010	平成 13 年 3 月に策定した、「東海村第 4 次総合計画」の基本目標の一つである「個性といきがいを育むまち」をどのように担っていくかを示した教育計画。計画期間は、平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間。
4 頁	とうかい教育プラン 2020	平成 18 年 12 月の改正教育基本法の規定に基づき策定された国の教育振興基本計画において、地方においても地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めることが規定されたことに伴い、この趣旨に則って策定された東海村教育振興基本計画。「東海村第 5 次総合計画」を一層深化させ、「教育」という立場からこれを推進するもの。計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの 10 年間。
6 頁	教育立村	東海村教育委員会が従来より掲げてきた教育に関する基本方針。社会の発展の源は“ひと”であり、その原動力は“教育”に他ならないと東海村教育委員会では考え、この方針が先達から脈々と受け継がれてきた。
6 頁	「のびのびと正しく、瞳かがやく青少年を育てるまち」宣言	“青少年自らが豊かな人間性を養い、未来への夢や目標を抱き、世界の中で信頼される人間となるため、村民一人ひとりが、新しい時代の東海村を担い、支える青少年を応援し、関係機関・団体と力を合わせ、「独立自尊」の気概に満ちたチャレンジ精神の育つまちづくりを強力に推進することは大きな使命である”として平成 12 年 6 月 20 日に制定された本村における青少年育成の宣言。

6 頁	生涯学習の理念	教育基本法第 3 条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生をおくることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定義されている。この理念の実現のためには、学校教育、社会教育及び家庭教育が相互に関連し、一体となって推進することが求められる。
6 頁	社会教育	従来は、「学校以外で主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義され、その目的は国民一人一人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図ること」とされていた。しかし、平成 30 年 12 月の中教審答申にあるとおり、人口減少時代における社会教育は「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」という役割を担うこととされている。
6 頁	SDG s	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015 年の国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール、169 のターゲットで構成されている。
6 頁	ESD	「Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）」の略称。持続可能な社会づくりの担い手を育むため、世界規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。
9 頁	学習指導要領	全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ 10 年に 1 度、改訂されており、教科書や時間割は、これを基に作られる。小学校は 2020 年度から、中学校は 2021 年度から新しい学習指導要領がスタート。
9 頁	プログラミング教育	プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための教育。
9 頁	教育保育支援員	特別な支援が必要な園児が、幼稚園やこども園でスムーズな生活が送れるよう支援するために配置された職員。
9 頁	少人数学級編制	小学校設置基準（文部科学省令）により、一学級の児童数は、40 人以下とされており、学級編制の標準は、小学校 1 年生は 35 人、2～6 年生は 40 人である。茨城県では少人数教育充実プラン推進事業として学級編制の弾力化を実施し、小学校 1～2 年生が全学級 35 人

		<p>以下学級，3～6年生が35人超3学級以上は1学級増設し担任教諭1名を配置，35人超1・2学級は各学級に非常勤講師1名を配置している。</p> <p>東海村では，小学校1・2年生の学級編制を村独自に30人以下とし，不足する教職員を村が任用し配置。きめ細かい指導・支援を行っている。</p>
9頁	スタディ・サポーター	<p>チーム・ティーチング（複数の教員がチームを組んで行う授業形態）や少人数での学習時に，担当・担任教師と共に個々の児童生徒の学習を支援するための学習指導教員。</p>
9頁	生活指導員	<p>特別な支援が必要な児童生徒が，自立と社会参加できる力を培うために配置された職員。教職員と共に支援に当たる。</p>
9頁	学校図書館指導員	<p>児童生徒の日常生活における読書活動を推進するとともに，学校図書館の活用を促進するため，図書館の企画運営や資料整理，読書会などを行う職員。東海村では現在，小中学校全校に配置している。</p>
9頁	教科特別指導員	<p>小中学校を巡回指導して学習の支援や教育の技術支援をする専門的な技術を持っている講師。ICTサポーター（情報指導員），サイエンスサポーター（情報科学指導員），美術指導員（情操教育指導員）を各学校に派遣し，担任や担当とのチーム・ティーチングによる学習指導や準備・片付けの補助を行う。</p>
9頁	ICT教育	<p>教育現場で活用される情報通信技術そのものや取り組み。ICTは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称。</p> <p>なお，国が目指している，1人1台端末と，高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで，特別な支援を必要とする子供を含め，多様な子供たちを誰一人取り残すことなく，公正に個別最適化され，資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する「GIGAスクール構想」を東海村でも進めている。GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略称。</p>
10頁	コミュニティ・スクール	<p>学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い，学校運営に意見を反映させることで，一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。</p>
10頁	第三次東海村子ども読書活動推進計画	<p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条「すべての子どもが，あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読</p>

		<p>書活動を行うことができるよう」な環境の整備を、総合的かつ計画的に推進するために策定。</p> <p>令和2年度から令和7年度までの5年間の計画となっている。</p>
10頁	赤ちゃんタイム	<p>乳幼児とその保護者を対象とし、あかちゃんとお父さんお母さんに気兼ねなく図書館を利用いただくために、「あかちゃんが泣いてしまったり声を出してしまったりしても、あたたかく見守りましょう！」という趣旨で東海村立図書館が設けている時間。毎月第1・木曜日 午前9時30分から正午まで。</p>
10頁	ブックスタート	<p>赤ちゃんに絵本を読み聞かせることにより、親子の絆を深め、スキンシップや言葉かけの時間を増やそう、という運動。東海村では、乳児健診に訪れた親子を対象に、ブックスタート・ボランティアが絵本の読み聞かせの実演をし、絵本に関する質問などに答えながら、赤ちゃんのための絵本と絵本リストなどを入れたブックスタート・バックを手渡している。</p>
11頁	学校	<p>学校教育法第1章第1条に「学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と定められている。</p> <p>本計画では、幼稚園、小学校、中学校を指す。</p>
11頁	校務支援システム	<p>児童生徒の成績処理や出欠管理、教職員の出退勤管理など、広く「校務」とよばれる業務全般（学校事務）を実施するために必要な機能を実装したシステム。</p>
11頁	スクールカウンセラー	<p>学校現場で子供や保護者などの心のケアや支援のためのカウンセリングを行う。教員とともに親子をサポートするほか、教員への指導・心のケアも行っており、学校現場でのニーズが高まっている。</p>
11頁	教育支援センター	<p>不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための、相談・指導を行うことにより、一人一人に応じた社会的自立を目指す相談機関。</p>
12頁	教育支援委員会	<p>一人一人のニーズに応じた就学の間を総合的に判断する委員会組織。医師や臨床心理士、関係行政機関の職員などが参画している。</p>
12頁	就学援助制度	<p>村立小中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により、給食費、学習に必要な学用品等の購入費、遠足・校外学習等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用の一部を援助する制度。</p>

12 頁	特別支援教育就学奨励費補助制度	村立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、児童生徒の就学のために必要な経費の一部を援助する制度。
12 頁	小規模特認校制度	小規模校の特色を生かした教育活動を実施している村立小中学校への通学を希望する児童生徒に対し、通学区外からの入学を認める制度。
12 頁	長寿命化保全計画	公共建築物の長寿命化を目指した、東海村公共建築物長寿命化保全計画。東海村公共施設等総合管理計画と東海村公共建築物長寿命化指針に基づき、東海村が保有する公共建築物の機能や性能を良好に保ちながら長期に渡って安全に利用できるように、公共建築物の長寿命化に係る「基本方針」、「実施方針」、「改修等のロードマップ」を示している。令和元年 11 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日までの約 30 年間の計画。
12 頁	超スマート社会	必要な物やサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会。
13 頁	society5.0	人類がこれまで歩んできた狩猟社会（society1.0）、農耕社会（society2.0）、工業社会（society3.0）、情報社会（society4.0）に続く、AI や Iot などを活用した超スマート社会（society5.0）。
13 頁	青少年育成東海村民会議	村民が一丸となって強力な運動を展開し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的として、本部および 6 支部が各種事業を実施している。
13 頁	エンジョイサマースクール	児童が小学校の夏休み期間に学校・団体・企業等が設定した体験学習プログラムを受講し、「自分の学習課題意識」をもち、「自ら進んで学んでいく」姿勢を育てることを目的とした講座。
16 頁	体づくり運動	体ほぐしの運動と体の動きを高める運動で構成され、自分や仲間の心と体に向き合って、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、心と体をほぐしたり、体力を高めたりすることができる体育の領域である。

東海村教育振興基本計画 2021-2025
-とうかい教育プラン 2025-

編集・発行 東海村教育委員会
茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号
TEL. 029-282-1711 (内線 1412)
FAX. 029-282-7944
E-mail. kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp
HP. <http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>

QRコード

東海村民憲章

わたくしたちはゆかしい歴史と原子の火に生きる東海の村民です

1. 自然に親しみ きれいなまちをつくりましょう
2. 教養を深め 文化のまちをつくりましょう
3. 心身をきたえ 明るいまちをつくりましょう
4. 仕事に励み 豊かなまちをつくりましょう
5. 心を合わせ 住みよいまちをつくりましょう

(昭和 60 年 3 月制定)

「のびのびと正しく、^{ひとみ}瞳かがやく青少年を育てるまち」

宣言の村

未来を担う青少年が心身ともに健やかでのびのびと成長して欲しいと願うのは、村民すべての思いであり責務である。

しかしながら、近年の青少年を取り巻く環境は、こうした願いにもかかわらず、未来への夢や希望そして生きていくうえでの明確な目標を見失わせつつあり、自己破滅的・反社会的な行動を誘発するなど憂慮すべき傾向がみられる。

人間は、一人では生きていけない存在であり、社会の中で様々な人々と互いに協力しあい大切にあってこそ、真に心豊かな「人間」となれることを忘れてはならない。

青少年自らが豊かな人間性を養い、未来への夢や目標を抱き、世界の中で信頼される人間となるため、村民一人ひとりが、新しい時代の東海村を担い、支える青少年を応援し、関係機関・団体と力を合わせ、「独立自尊」の気概に満ちたチャレンジ精神の育つまちづくりを強力に推進することは大きな使命である。

よって、ここに「のびのびと正しく、瞳かがやく青少年を育てるまち」とすることを宣言する。

(平成 12 年 6 月制定)